

令和4年3月24日

日根野中学校保護者の皆様

泉佐野市立日根野中学校
校長 武田 博之

頭髪に関する校則改正について<お知らせ>

春陽の候、平素は本校教育活動の推進にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本校では、今年度生徒会役員を中心に、社会の実態に則した校則への見直しに向けて、運動が展開されてきました。その運動を経て、昨年12月に靴下と肌着（インナー）の校則改正を行いました。その後も、生徒会は頭髪に関する校則改正案を提出し、生徒の意見を集約するためのアンケートや放送集会による啓発活動、服装や頭髪に関するマナー講座の実施などの取り組みを積極的に行ってまいりました。学校側としましても、市内とも連携をしながら、協議を行った結果、「時代に合った校則への見直しを通じて、生徒の主体的に考える力を養う」という観点から、下記の通り校則を改正することといたしました。

なお、新しい校則は令和4年4月7日より適用されます。校則改正後も、学校としましては、生徒自身の正しい判断力を育み、子どもたちにとって安心・安全な環境を守っていけるよう努めてまいりたいと思います。保護者の皆様におかれましても、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【改正後の頭髪の規定】

頭髪は、中学生らしい清潔な髪型にし、むやみに流行をおわない。

- 整髪料は使用しない。
- 毛染・脱色・パーマ・カールなど特別な髪型をしないこと。
- 奇抜な髪型は禁止
- 指示があったときにおいてはくくること。（くくるゴムの色は、黒・紺・茶）
- ※アメピンなどヘアピンは可（黒・紺・茶）。ただし、バレッタ、ヘアクリップなど目立つものやシュシュ、アクセサリ付きのゴムは認めない。

※改正された校則は令和4年4月7日（木）より適用します。